

調達管理番号：19a01343

国名：フィリピン国

担当部署：地球環境部 環境管理グループ 環境管理第一チーム

案件名：下水道整備のための包括的マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査（環境社会配慮）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：環境社会配慮
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年5月中旬から2020年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日、現地業務期間 14日、整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

をご覧ください。なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年5月12日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	環境社会配慮及びジェンダー主流化に係る各種調査
対象国／類似地域	フィリピン国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピン共和国中部に位置するメトロセブは、セブ州のうちセブ市を含む7市6町から構成されるフィリピン第2の都市圏で、人口約255万を擁する経済の中心地である。現在、観光業やBPO（Business Process Outsourcing）、IT産業等を主要産業として経済成長を続けており、2050年には人口が500万人を超える見込みである。下水分野の現状としては、一部で腐敗槽汚泥の収集が行われているものの、汚水処理はほとんど行われていない状況であり、水環境の深刻な汚染が確認されている。今後の都市化のさらなる進行により、水環境、生活環境がさらに悪化し、ひいては都市の競争力の低下につながる懸念されている。

こうした状況に対応するため、フィリピン政府は、2004年に汚水処理事業実施の法的根拠となるClean Water Actを制定した。公共事業道路省（DPWH）は、Clean Water Actに基づき、2010年に国家下水道・腐敗槽汚泥管理計画（National Sewerage and Septage Management Program：NSSMP）を策定し、地方自治体等による下水・腐敗槽汚泥処理を推進している。

JICAは横浜市と連携して2013年に「メトロセブ持続的な環境都市構築のための情報収集・確認調査」において、メトロセブの包括的な開発戦略・政策・開発目標を示す「メガセブ・ビジョン2050」の策定を支援した。さらに、ビジョン実現のためのアクションプランである「メガセブ・ロードマップ2050」の策定支援を実施した。同ロードマップは国家経済開発局（NEDA）理事会で承認され、今後のセブ開発のガイドラインとなっている。同ロードマップには、下水分野のサブロードマップが含まれ、適切な汚水処理の人口普及率を、2030年で50%以上、2050年で90%以上とする開発目標として、下水道の整備を進めることとしている。加えて、水環境中の水質改善のための最低限必要な事業として、コストが比較的安く、短期間で実施可能な腐敗槽汚泥処理施設の整備をあげ、優先プロジェクトとしている。これに基づき、メトロセブ水道区（MCWD）はJICAの無償資金協力「メトロセブ水道区汚泥処理計画」により、メトロセブ全域のうち所管する3市3町の腐敗槽汚泥処理事業を進めている。

しかしながら、現時点では、汚水処理人口の人口普及率増加に寄与するための下水道整備に係る中長期的な計画が策定されておらず、下水分野のサブロードマップに掲げた目標の達成が困難な状況にある。天然資源環境省（DENR）は2016年に公共用水域への放流水質基準”Water Quality Guidelines and Effluent Standards of 2016”を定め、水質汚濁対策の強化を図った。本基準は2021年に5年間の猶予期間を迎え

施行されることから、事業者は排水処理施設等の導入など早急な対応が求められている。2018年4月には観光地であるボラカイ島において海域の水質汚染を理由に同島への観光客の立ち入りが半年間禁止され、下水道整備の拡張などの水質改善対策が求められる事態となった。

このような背景により、フィリピン国政府は我が国に対し、「下水道整備のための包括的マスタープラン策定プロジェクト」（以下、本格調査という。）を開発計画調査型技術協力として要請し、日本政府は本案件を採択した。要請された内容では、メトロセブにおける汚水の集中型及び分散型処理を含めた包括的な下水道整備のためのマスタープランの策定、下水道整備事業のための資金調達手法の提案、優先プロジェクトのPre-F/S（Pre-Feasibility Study）及び研修の実施が想定されている。

本詳細計画策定調査では、各関係機関の能力や役割分担を確認し、本格調査の実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、本格調査の実施体制及び活動内容について確認・協議し、本格調査に関わる合意文書締結を行う予定である。

なお、環境社会配慮に関して、本格調査は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリBに分類されている。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2020年5月中旬～6月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析し、要請背景・内容を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 本業務の遂行にあたって必要なフィリピン側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③ 本格調査の R/D (Record of Discussions) 案及び M/M (Minutes of Meetings) 案の作成に協力する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2020年6月下旬～7月上旬）

- ① JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、議事録の作成に協力する。
- ③ JICA フィリピン事務所を通じてあらかじめ配布した質問票の回収に協力し、質問票の回答結果を分析する。
- ④ 環境社会配慮に係る以下の調査を実施する。

- ア) 環境・社会面の法制度概要の調査
- イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成
- ウ) 情報公開用資料の作成
- エ) 質問票に基づく事項
- ⑤ ジェンダー主流化に係る以下の調査を実施する。
 - ア) フィリピン国の下水道分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
 - イ) 同分野における他ドナーの支援におけるジェンダー視点
 - ウ) ジェンダーに関する要望や課題の分析及び取組みの必要性の検討
 - エ) 本格調査における取組み（実施体制、社会調査方法等）の検討
- ⑥ その他、担当分野に関する本格調査の活動内容を検討する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 本格調査に必要な情報及びその収集方法
 - イ) 協力内容（専門家・機材投入計画及び活動計画、研修、現地再委託、専業主業務内容）及び協力期間
- ⑦ R/D (Record of Discussions) 案及び M/M (Minutes of Meetings) 案の作成に協力する。
- ⑧ JICA フィリピン事務所等に担当分野に係る現地調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2020年7月上旬～8月中旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 収集資料一式
 - ※電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
 - 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
 - 航空経路は、日本⇒マニラ⇒セブ⇒マニラ⇒日本を標準とします。
 - マニラ及びセブ内の移動については、フィリピン事務所が手配します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2020年6月21日～7月4日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者から数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終えることを想定しています（詳細は今後日程の確定に伴い調整予定）。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 下水道政策 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 総合的汚水処理計画 (地方公共団体)

オ) 下水道計画 (JICAが別途契約するコンサルタント)

カ) 環境社会配慮 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAがアレンジします。なお、上記に記載のない機関で訪問・意見交換することが本事業の枠組みを固めるうえで必要と考える場合には、プロポーザルで提案してください。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①配布資料

本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム (E-mailアドレス: gegem@jica.go.jp) にて配布します。

・ 要請書

・ 「ダバオ下水道整備にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート」

②閲覧資料

本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイト

(<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>) で公開されています。

・ 「メトロセブ持続的な環境都市構築のための情報収集・確認調査ファイナ

ルレポート」(2013年3月)

- ・ <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009186.html>「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査最終報告書」(2015年6月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022000.html>
- ・ 「セブ市浄化槽汚泥の脱水装置の普及・実証事業業務完了報告書」(2016年1月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026559.html>
- ・ 「メトロセブ水道区汚泥管理計画準備調査報告書」(2019年6月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040810.html>

③本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やフィリピン政府側の対応次第で渡航時期および業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。

以上